

平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・**拡充**・延長・その他）

No	3	府省庁名	農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()		
要望項目名	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除額の引上げ		
要望内容(概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造の実現に向け、こうした農業経営を目指す農業者に対する農地集積を促進するため、農地の売買・貸借に関して、農業経営基盤強化促進法に基づき、次の制度が講じられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村による農用地利用集積計画の作成 農業経営基盤強化促進基本構想を定めた市町村が、農用地利用集積計画を定め、これを公告したときは、当該計画に定めるところにより農用地についての利用権が設定され又は所有権が移転する。 ○ 農地保有合理化法人等による農地売買等事業 農地保有合理化法人及び農地利用集積円滑化団体は、都道府県知事又は市町村長の承認を受けて、離農又は規模縮小する農家から農用地を買い入れ、規模拡大農家への売渡し等を内容とする農地売買等事業を行う。 <p>また、農業委員会は、農業振興地域の整備に関する法律により、農業委員会等に関する法律に基づく農用地のあっせんを行う場合は、農業経営の規模拡大や農地の集団化等に資するようしなければならないこととされ、当該あっせんによる農用地の譲渡について所得税・法人税を軽減することとされている。</p> <p>・特例措置の内容 個人又は農業生産法人が保有する農用地区域内の農地等を農地保有の合理化等のために譲渡した場合の特別控除のうち、以下の場合について控除額を800万円から1,200万円に引き上げること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農用地利用集積計画の定めるところにより譲渡した場合 ○ 農振法第23条に基づく農業委員会のあっせんにより譲渡した場合 ○ 農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体に農地売買等事業のために譲渡した場合 		
関係条文	農業経営基盤強化促進法第4条第2項及び第3項、第7条、第11条の9、第18条及び第19条 農業振興地域の整備に関する法律第18条及び第23条、農業委員会等に関する法律第6条第2項 租税特別措置法第34条の3、租税特別措置法施行令第22条の9第1項 地方税法附則第34条、第35条第1項及び第5項		
減収見込額	1 個人住民税 (初年度) ▲6,066 (▲2,681) (平年度) ▲6,066 (▲2,681) (単位:百万円) 2 法人住民税 (初年度) ▲493 (▲150) (平年度) ▲493 (▲150) (単位:百万円) 3 事業税 (初年度) ▲1,326 (▲379) (平年度) ▲1,324 (▲379) (単位:百万円)		

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的 持続可能な力強い農業の実現のためには、将来の農業を支える意欲ある人材の確保、農地集積・規模拡大の加速化が喫緊の課題であり、今後、高齢農家の大量リタイアが見込まれる中、その農地を意欲ある農業者に集積することが重要である。このため、競争力のある経営体を育成・確保し、国民に対する食料供給の基盤となる農地の確保及び有効利用を図るため、意欲ある農業者に対する農地の利用集積を推進する。</p> <p>(2) 施策の必要性 ・本特例措置は、意欲ある農業者に対する農地の集積を支援することによって、効率的かつ安定的な農業構造を育成していくという政策効果を有するものであり、所有権移転による農地集積・規模拡大を進める上で中心的な役割を果たしている。 ・農地の集積については、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画（平成23年10月25日食と農林漁業の再生推進本部決定）（以下、「基本方針・行動計画」という。）」において、「土地利用型農業については、今後5年間に高齢化等で大量の農業者が急速にリタイアすることが見込まれる中、徹底的な話し合いを通じた合意形成により、平地で20～30ha、中山間地域で10～20haの規模の経営体が5年後に耕地面積の大宗（8割程度）を占める構造を目指す。」と規定されたところであり、その加速化が喫緊の課題。 ・こうした中、農地売買の状況を見ると、農用地利用増進法（現在の農業経営基盤強化促進法）による農地売買による農地の流動化事業が本格化する前の昭和54年当時と比較して、農地の売買面積及び売買に伴う譲渡所得が約2倍に増加しており、農地所有者の税負担額が増加しており、特別控除によるメリット感が低下している。 ・また、今後、基本方針・行動計画で示された農業構造の実現に向け、規模拡大が飛躍的に進み、そうした大規模経営がリタイアする際には税負担が大幅に増加し、集積が停滞するおそれがある。 ・このため、本特例措置の特別控除額を引き上げるよう、制度を拡充する必要がある。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>特例措置の適用対象は、農地流動化施策を実施する公的機関が介在した土地の譲渡であって、かつ、農用地としての利用が確保される農用地区域内の土地に限定されており、現に必要最小限の措置となっていることから、更なる縮減は想定していない。</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 農業の持続的な発展（産業、人、生産基盤）</p> <p>《政策分野》 優良農地の確保と有効利用の促進</p>																																																																	
	政策の達成目標	土地利用型農業について、基本方針・行動計画で示された規模の経営体が5年後に耕地面積の大宗（8割程度）を占める構造を目指す。																																																																	
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置																																																																	
	同上の期間中の達成目標	農用地区域内の農地等について、所有権の移転により、平成28年度までに19万haを集積																																																																	
政策目標の達成状況	基本方針・行動計画で示された規模の経営体の経営面積：約120万ha（全耕地面積の3割程度）																																																																		
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>要望措置の適用見込み</p> <p style="text-align: right;">（単位：件、ha、万経営体）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">平成24年(見込)</th> <th colspan="2">平成25年(見込)</th> <th colspan="2">平成26年(見込)</th> <th colspan="2">平成27年(見込)</th> <th colspan="2">平成28年(見込)</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>面積</th> <th>件数</th> <th>面積</th> <th>件数</th> <th>面積</th> <th>件数</th> <th>面積</th> <th>件数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農用地利用集積計画</td> <td>9,058</td> <td>13,012</td> <td>15,522</td> <td>22,143</td> <td>15,615</td> <td>22,411</td> <td>15,568</td> <td>22,282</td> <td>15,568</td> <td>22,279</td> </tr> <tr> <td>農地売買等事業</td> <td>1,899</td> <td>1,279</td> <td>3,558</td> <td>5,344</td> <td>3,565</td> <td>5,333</td> <td>3,563</td> <td>5,337</td> <td>3,562</td> <td>5,338</td> </tr> <tr> <td>あっせん</td> <td>6,427</td> <td>11,268</td> <td>10,766</td> <td>19,542</td> <td>10,854</td> <td>19,666</td> <td>10,814</td> <td>19,588</td> <td>10,811</td> <td>19,599</td> </tr> <tr> <td>適用事業者の範囲(注)</td> <td colspan="2">135</td> <td colspan="2">135</td> <td colspan="2">135</td> <td colspan="2">135</td> <td colspan="2">135</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：適用事業者の範囲は、農用地区域内の農業経営体数とした。</p>		平成24年(見込)		平成25年(見込)		平成26年(見込)		平成27年(見込)		平成28年(見込)		件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	農用地利用集積計画	9,058	13,012	15,522	22,143	15,615	22,411	15,568	22,282	15,568	22,279	農地売買等事業	1,899	1,279	3,558	5,344	3,565	5,333	3,563	5,337	3,562	5,338	あっせん	6,427	11,268	10,766	19,542	10,854	19,666	10,814	19,588	10,811	19,599	適用事業者の範囲(注)	135		135		135		135		135	
		平成24年(見込)		平成25年(見込)		平成26年(見込)		平成27年(見込)		平成28年(見込)																																																									
		件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積																																																								
	農用地利用集積計画	9,058	13,012	15,522	22,143	15,615	22,411	15,568	22,282	15,568	22,279																																																								
農地売買等事業	1,899	1,279	3,558	5,344	3,565	5,333	3,563	5,337	3,562	5,338																																																									
あっせん	6,427	11,268	10,766	19,542	10,854	19,666	10,814	19,588	10,811	19,599																																																									
適用事業者の範囲(注)	135		135		135		135		135																																																										
要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>特例措置の適用を受ける施策は、効率的で安定的な農業経営を行う者など地域の中心的な経営体に対する農地の集積を促進するものであり、基本方針・行動計画で示された規模の経営体が耕地面積の大宗を占める構造の実現に直結するものとして、政策目的の実現に寄与するものである。</p> <p>特別控除額を引き上げることによって、本特例措置の適用を受ける施策による農地の譲渡面積が年間2.5万ha程度から、年間4.7万ha程度に増加し、農地の集積の更なる促進が期待できる。</p>																																																																		
予算上の措置等の要求内容及び金額	なし																																																																		
上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし																																																																		
要望の措置の妥当性	<p>特別控除による譲渡所得に対する税負担の軽減は、土地の流動化等を促す税制上の手法として広く一般に定着している制度であること、予算編成に左右され、予算額による制約もある補助金等に比べ、税制措置は、安定的に適用を受けられることから、将来を見据え、計画性をもって行う土地の譲渡に適しており、土地の提供を促す手段としての確かつ有効なものである。</p> <p>なお、本特例措置の適用対象は、農地流動化施策を実施する公的機関が介在した土地の譲渡であって、かつ、農用地としての利用が確保される農用地区域内の土地に限定しており、必要最小限の措置となっている。</p> <p>また、基本方針・行動計画で示された規模の経営体による経営面積は約120万ha（全経営耕地面積の約3割）にとどまり、政策目的は実現されていない。今後5年間に高齢化等で大量の農業者がリタイアすることが見込まれる中、その農地を意欲ある農業者に集積することが喫緊の課題であることから、本特例措置については引き続き存置する必要がある。</p>																																																																		

税負担軽減措置等の
適用実績

1 個人住民税

① 農用地利用集積計画による譲渡

区 分	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
件 数	9,108	8,660	9,169
減税額 (百万円)	1,949	1,719	1,902

② 農業委員会のあっせんによる譲渡

区 分	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
件 数	5,740	5,363	5,732
減税額 (百万円)	687	758	786

③ 農地売買等事業による譲渡

区 分	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
件 数	1,731	1,645	1,710
減税額 (百万円)	208	203	205

④ 適用事業者の範囲 (農用地区域内の農業経営体数)

区 分	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
個人 (万経営体)	145	145	133

2 法人住民税

① 農用地利用集積計画による譲渡

区 分	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
件 数	62	73	79
減税額 (百万円)	17	22	24

② 農業委員会のあっせんによる譲渡

区 分	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
件 数	853	744	785
減税額 (百万円)	168	103	140

③ 農地売買等事業による譲渡

区 分	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
件 数	184	228	199
減税額 (百万円)	29	25	28

④ 適用事業者の範囲 (農用地区域内の農業経営体数)

区 分	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
法人 (万経営体)	2	3	3

3 事業税

① 農用地利用集積計画による譲渡

区 分	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
件 数	62	73	79
減税額 (百万円)	43	56	61

② 農業委員会のあっせんによる譲渡

区 分	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
件 数	853	744	785
減税額 (百万円)	424	259	352

③ 農地売買等事業による譲渡

区 分	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
件 数	184	228	199
減税額 (百万円)	74	64	70

④ 適用事業者の範囲 (農用地区域内の農業経営体数)

区 分	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
法人 (万経営体)	2	3	3

<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>販売農家一戸当たりの平均経営耕地面積は、2.02ha（平成23年）となっており、特別控除額が現行の800万円となった平成元年1.11haに比べ、約2倍に増加しており、農地流動化施策による農業経営の規模拡大は着実に進捗している。</p> <p>また、本特例措置の適用を受けた1件当たりの平均集積面積は1.46ha（農用地利用集積計画に係る過去3年の平均）であり、これは、平均的な販売農家の経営規模（2.02ha）が約1.7倍に拡大する効果に相当するものであり、本特例措置の有効性が認められる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>平成32年までに農地面積の8割程度（362万ha）を販売農家、法人経営に集積する。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>平成22年末の販売農家、法人経営に集積された農地面積の実績は5割（222万ha）となっている。なお、達成目標は平成32年に向けた指標であるため、目標の8割に達していない。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和45年度：創設（控除額 150万円） 昭和48年度：控除額を250万円に引き上げ 昭和50年度：控除額を500万円に引き上げ 平成元年度：1年間に限り控除額を800万円に引き上げ 平成2年度：1年間に限り控除額を800万円に引き上げ 平成3年度：控除額を800万円に引き上げ（特例期間の廃止）</p>
<p>ページ</p>	<p>3—5</p>